令和４年３月２８日

建設工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準額の算定方法の変更について

令和４年４月１日以降に公告又は指名通知する建設工事について、最低制限価格及び低入札価格調査基準額の算定方法が変更となりますので、お知らせします。

１ 対象

設計金額が１３０万円を超える建設工事（入札対象の建設工事）

２ 算定方法

①最低制限価格

（１）最低制限価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（１，０００円未満の端数を切り捨て）とします。ただし、その額が設定範囲の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を最低制限価格とします。

ア 直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に１０分の６．８を乗じて得た額

（２）設定範囲

下限額 予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額

上限額 予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額

（３）特別な場合

特に必要があると認められるときは、対象工事の予定価格に１０分の７．５の割合を乗じて得た額から１０分の９．２の割合を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を別に定めることができる。

　②低入札価格調査基準価格

（１）低入札価格調査基準価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（１，０００円未満の端数を切り捨て）とします。ただし、その額が設定範囲の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を低入札価格調査基準価格とします。

ア 直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に１０分の６．８を乗じて得た額

（２）設定範囲

下限額 予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額

上限額 予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額

（３）特別な場合

特に必要があると認められるときは、対象工事の予定価格に１０分の７．５の割合を乗じて得た額から１０分の９．２の割合を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を別に定めることができる。

３ 実施日

令和４年４月１日（令和４年４月１日以降に公告又は指名通知するものから適用します。）

【問合せ先】

志木市総合行政部行政管理課

発注管財グループ　内線３２０５